

第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月17日（水）14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北1条西6丁目
ホテル札幌ガーデンパレス 4階 平安
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博
副会長 川崎 一好 濱野 勝男
委員 阿部 国雄 岩田 廣美 大澤 晃弘
福原 正純 横内 武久 須永 忠幸
今 隆
藤森 康澄 三宅 博哉 原口 聖二
- 4 欠席委員 高松 美津枝
- 5 議事録署名委員 川崎 一好 今 隆
- 6 議長 会長 工藤 幸博
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇
主任 工藤 真人 主任 塚野 拓人
- 8 臨席者
水産林務部 水産局長 近藤 将基
水産局水産振興課 水産振興課長 佐々木 剛
同 課長補佐（環境保全） 池田 聖治
同 環境保全係主査（被害対策） 仙庭 和弘
水産局漁業管理課 課長補佐（資源管理） 物見 文雄
同 資源管理係主査（資源計画） 新山 博史

同	課長補佐（漁業調整）	石川 傑
同	漁業調整係長	佐々木真琴
同	サケマス・内水面担当課長	松村 悟
同	サケマス係長	小野寺満寛
同	主任	荒野 拓弥
（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所		
広域性資源部	鰭脚類グループ 主任研究員	磯野 岳臣

9 傍聴者

石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	林 恒之
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	荒井 弘志
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	北 弘由樹
胆振海区漁業調整委員会	事務局長	菅原 範彰
日高海区漁業調整委員会	事務局長	相川 英毅
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木義信
根室海区漁業調整委員会	事務局長	松浦 謙二
網走海区漁業調整委員会	事務局長	渡邊 修司
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	山本 重人
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	三上 征己

10 議題

議案第1号 北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について

11 協議事項

北海道資源管理指針の変更について

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について

12 報告事項

漁業権切替方針について

13 議事の顛末

事務局長

ただ今から、第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたり、工藤会長からご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、時節柄何かとお忙しいところ、また、新型コロナウイルスが中々収束しない中、委員会にご出席を頂き、心から感謝申し上げます。

また、本日は公務ご多忙の中、水産研究・教育機構水産研究所並びに、北海道水産林務部の方々に、ご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年は例年より梅雨明けが早く、7月上旬頃から、全国的に猛暑となり、北海道でも暑い日が続き、また、異常気象の影響か、今年も各地で豪雨が発生しており、道内でも旭川周辺で河川が氾濫するなど、農作物への被害などが発生したところではありますが、道内の海でも、海水の表面温度が上昇してきており、今後の影響などに注視が必要と感じているところであります。

また、全道の浜では夏漁本番を迎え、ウニやコンブの水揚げが順調に行われ、日本海ではスルメイカの水揚げもあったところでありますが、漁獲は依然として低調となっておりますが、今後に期待しているところであります。

本日の議案であります。毎年、当委員会で発動しております「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示」に関する審議のほか、令和5年度の全漁調連中央要請に向けた、当連合海区の提案事項などに関しまして、協議して頂きますので、委員の皆様には、円滑なご審議をお願い申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局長

次に、本日、ご臨席いただいております、北海道水産林務部、近藤水産局長から、ご挨拶をいただきます。

近藤水産局長

ただ今ご紹介いただきました、北海道水産林務部水産局長の近藤でございます。北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。

工藤会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃から道行政、とりわけ水産行政の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

近年、トドによる漁業被害は減少傾向にあるものの、依然として、全道で7億円を超える被害が発生している状況にあります。この対策として行われておりますトドの採捕につきましては、水産庁が定めた「トド管理基本方針」等に基づき示される採捕数を上限に行われておりますが、現行の方針が令和5年度までとなっておりますことから、水産庁では、昨年度から学識経験者などで組織される「トド管理検討会」を設置し、現行の方針の評価や新たな方針の策定に向けた検討などが進められており、道も検討会のメンバーとして参加しておりますので、引き続き漁業被害の軽減につながるよう働きかけしていきたいと考えているところでございます。

本日は、「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示について」をご審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、浜が活気づく秋漁を控え、今後の漁に期待が高まるころではありますが、海難事故にはくれぐれも留意され、豊漁となりますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局長

近藤水産局長、ありがとうございました。

続きまして、本日、ご臨席を頂いております関係機関の皆様をご紹介します。

(臨席者紹介)

以上で臨席者のご紹介を終わります。

それでは、この後の議事進行は、工藤会長にお願いします。会長、よろしくお願いします。

工藤会長

それでは、初めに出席人数の報告をします。本日は、高松委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数15名中、13名の出席を頂いておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員ですが、委員会規程第6条により、私から指名させていただきます。川崎副会長と今委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

議案第1号の「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示(案)について」を上程します。

初めに、被害状況や防止対策をはじめ、採捕数量の情報管理などを担当しています水産林務部から、現在の状況や、国から示された採捕可能頭数などの説明をお願いし、その次に、水産資源研究所から、最近のトドに関する調査・研究の状況などの説明をして頂き、最後に事務局より、今年の「委員会指示(案)」の内容について説明をいたしますので、全ての説明が終わってから、各委員からのご質問、ご意見等を頂戴しますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に水産林務部から説明をお願いします。

池田課長補佐

水産振興課でトド対策を担当している池田です。着座して説明をさせていただきます。資料に基づきまして、トドによる漁業被害、トドの採捕並びに委員会指示に係る要請などについてご説明をさせていただきます。まず資料の2-1をご覧くださいと思います。上の表は、振興局ごとのトドによる漁業被害額の推移をまとめたものです。被害の額につきましては、2013年度、平成25年度に120億円近くの被害がありましたが、近年は減少傾向にありまして、2021年度、令和3年度は石狩をはじめ、留萌、後志で昨年を上回った一方、その他の地域では昨を下回り、本道全体では約7億4000万円の被害となっております。次に漁業被害の内訳等とのトドの採捕数について下の表でまとめております。漁具の被害を直接被害として、棒グラフの青で、漁獲物の食害や漁具損傷による休漁などといった間接的被害を棒グラフの黄色で表示しております。2021年度、令和3年度の青の直接被害が約2億100万円。黄色の間接被害が5億3600万円で、近年の中では比較的lowく推移しておりますが、いずれも昨年と比べますと、増加となっております。また、トドの採捕数は、赤の折れ線グラフで示しております。2021年、令和3年9月から、令和4年6月までの間で採捕限度枠を553頭に対し、採捕頭数が388頭となっております。次のページをご覧くださいと思います。2ページ目は月別の採捕状況となっております。令和3年トド年度におきましては、1月から3月に、採捕のピークを迎え、この3カ月間で採捕数全体の3分の2に当たる255頭の採捕となっております。次に資料2-2をご覧ください。令和4年度におけるトドの採捕に関する委員会への要請文となっております。トド採捕数の最高限度を591頭としております。これは、水産庁の通知に基づく内容ですので、次の2ページ目をご覧ください。水産庁の通知では、トドの採捕数については、平成26年8月に策定したトド管理基本方針等

に基づき、管理されているところであります。3枚目以降に水産庁のトド管理基本方針を載せておりますが、予定といたしましては、4ページ目をご覧ください。4ページ目の真ん中あたりに3基本的考え方の(1)として、トドの絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる被害を最小化することを目標とすること。また、4管理の目標として、平成26年度方針策定から10年後となる令和6年度に来遊個体群の個体数が、現在の60%となるまで減少させることとしております。また、5ページ目の管理の目標に基づく採捕数の設定(2)の②では、前年度のオーダー未消化分があった場合には、75頭を限度に翌年に繰り越すことができることとなっております。これらを踏まえまして、2ページ目を見ていただきたいのですが、令和3年度のクォーターの未消化分が165頭であるため、繰越上限の75頭を加え、令和4年は、宗谷海区から青森県西部海区までが576頭、根室海区が15頭で合わせて591頭が採捕可能頭数として水産庁から示されています。なお、591頭には青森県分も含まれておりますが、これは青森県が採捕できなかった場合、591頭すべてが北海道の採捕枠となるということで、水産庁通知の増減、591頭をそのまま北海道分とさせていただいております。これにつきましては、昨年度も同様の考え方となっております。なお、水産林務部としては、当委員会指示の発出に伴い、適切な採捕頭数の管理を行って参りたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

工藤会長

ありがとうございました。次に、水産資源研究所から、最近のトドに関する調査・研究についてご説明をお願いいたします。

磯野主任研究員

水研機構の磯野です。よろしくお願いたします。資料は、お手元に配られてる資料と同じなんですけれども、画面でも共有させていただきます。

資料は2-3からになります。画面共有はされているでしょうか。

事務局長

はい、大丈夫です。

磯野主任研究員

トド来遊状況について、令和3年度有害生物事業で得られた成果についてお伝えいたします。

有害生物事業は、水研機構、北海道立総合研究機構の稚内水産試験場と中央水産試験場、そして北海道大学が参画しています。事業内容は左側に記した通りのものがありまして、その中から上陸場モニタリング調査および航空機目視調査（沿岸）の2つの結果についてお伝えします。

上陸場モニタリング調査は、来遊シーズンを通じた上陸状況の把握を目的とし日本海側の上陸場5カ所で調査を行っています。方法は、ドローン、自動撮影カメラ、そして海上保安庁のライブカメラを用いまして、上陸、もしくは周辺の遊泳状況を定期的に写真画像に記録し、その後分析を行っています。

航空機調査は来遊盛期である2月から3月の沿岸域の分布状況の把握を目的としています。丘珠空港を拠点に北海道日本海側の沿岸域において離島を含めて調査を行っています。方法は、セスナ機を用いまして、高度250mから上陸・遊泳個体の目視観察を行うほか、写真撮影も行っています。下半分のスライドに移ります。

上陸場モニタリング調査の結果です、地図上に5カ所の上陸場が示してあります。弁天島では2月に2,000頭以上の上陸が見られ、例年と同様、宗谷弁天島を中心とした上陸状況になっています。ただし、期間全体では前年度より減少しておりました。石狩湾では最大で約140頭の上陸を確認しまして、上陸の中心は石狩湾東部にある雄冬でした。

右側のグラフをごらんください。横軸は日付、灰色の棒グラフは上陸頭数、ピンク色部分は雪の影響などで上陸場の全範囲を撮影できなかった日を示します。雄冬では1月から2月に大雪の影響で観察できない日が多くあったのですが、3月下旬までの比較的遅い時期まで上陸を観察しました。最大数は昨年度の約2倍になっています。近隣ではニシンの漁獲が遅くまで続いたと聞いています。南にあります送毛は前年度より減少しましたが、近くの雄冬の方で増加したという状況です。祝津では前年度より減少し、2月以降のまとまった上陸は見られませんでした。石狩湾全体としては東部に偏った分布となっていました。関連する写真として雄冬と祝津の状況を下に示してあります。次のページに移ります。

次に航空機目視調査についてです。調査は令和4年3月9日に実施しました。写真にありますセスナ206型に乗りまして、午前中に石狩川河口から道北海域を、午後に道南海域を、離島を含めて調査しました。

道北海域では遊泳35群1208頭、上陸は2カ所で293頭を確認しました。弁天島の状況は中ほどに写真を示していますが、上陸272頭、周辺における遊泳は474頭でした。

また、今年の特徴として天売・焼尻周辺および利尻・礼文周辺で多くのトドを確認しています。その状況について右側の地図上に丸の大きさを示してあります。また、雄冬周辺でも230頭のまとまった遊泳を確認しました。その写真を下に示してあります。

一方の道南海域では、沿岸域における発見は上陸・遊泳ともに得られませんでした。本調査結果においては、石狩湾東部以北に偏った分布となりました。航空機調査を行った3月の沿岸域において、このような結果が得られたということになります。

下半分のスライドに移ります。

航空機目視調査による分布状況の推移として、過年度からの調査結果を比較します。データは平成22年度から令和3年度までの航空機目視調査結果を使い、緯度経度10分のメッシュ毎に個体数を集計しました。10分のメッシュは右側に示してあるとおりです。集計結果から、個体数0頭のメッシュを透明、1頭以上のメッシュは色の濃さで個体数の多さを示しました。結果に写ります。次ページをごらんください。

左上が最新年の令和3年度結果、右に行くに従って古くなっておりまして、右下が一番古いH22年度の結果になります。色の濃さについては、数字1桁の時は薄い黄色、10-100頭は濃い黄色、100-1000頭はオレンジ色、1000頭以上を赤で示してあります。

平成25年度頃まで分布の中心は石狩湾となっています。最も分かりやすいのは平成24年度の分布だと思います。発見した海域は広範囲に及び、渡島半島南部にまで広がっています。H28年度頃から宗谷弁天島への集中が見られ、宗谷のメッシュが赤色に変わっています。その前後の年度から渡島半島における発見は少なくなっておりまして、特に平成29年度以降は渡島半島における発見はほぼ見られなくなっています。

補足情報ですが、青森県における漁業被害額も平成29年度からゼロを継続しております。つまり、2月-3月の沿岸域で調査を行った結果、ここ5年間に於けるトドの発見海域というのは、このように北側に偏る傾向が見られたということになります。この分布域の違いというのは、主に餌の豊度や分布、人間活動などが影響していると思われませんが、今後詳細な分析を行う必要があると考えています。補足ですが、2月-3月以外の時期については、12月-1月は岩内から寿都あたりで70頭から80頭が見られる上陸場があること、周辺海域では混獲や漁業被害が発生していることも併せてお伝えいたします。私からは以上であります。

工藤会長

はい。どうもありがとうございました。次に、事務局から「北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示（案）について」を説明させます。

事務局長

それでは、事務局から本年度の「トドの採捕に係る委員会指示(案)」につきまして、ご説明させていただきます。

先ほど、水産振興課の方からも、説明がありましたが、この委員会指示は、道からの要請に基づき、トドの被害防止を図る目的などから、毎年、発動しているものであります。

委員会指示の内容につきましては、昨年度から、変わっているところがありませんので、簡単に説明させていただきます。

はじめに、資料1-3、A4版横の「委員会指示の対照表」をごらんください。下線を引いたカ所が変更カ所となりますが、ごらんとおり委員会指示の発動日、採捕の期間、指示の有効期間の変更以外は、昨年と同じ内容となっております。委員会指示の発動日は、当委員会で決定されたのち、事務決裁を行いまして、その決定日が入ることになります。

この内容を反映しました本年度の委員会指示の全文については、資料1-1となりますので、ごらんいただきたいと思えます。この委員会指示本文のうち一部について、説明させていただきます。委員会指示本文の、第6及び第8と、第15の規定をごらんいただきたいと思えます。

初めに、2ページの第15の取扱要領の規定であります。承認の取扱は、「事務取扱要領」に定めるとされております。このため、1ページの第6の規定の承認数の制限及び2ページの第8の採捕数の制限につきましては、この後、説明いたします、その事務取扱要領の中で承認や採捕の上限頭数を定めております。

それでは、その取扱要領をごらんいただきたいと思えます。資料1-4、A4版横の「事務取扱要領対照表」をごらんください。第6採捕数の制限ですが、昨年の553頭から今年は、591頭に変更となっております。その他は、年月日の変更、と2ページ以降の様式の内容が変更となっております。

2ページの承認申請書については、押印の廃止、字句の修正、推進機関の種類及び馬力数につきましては、漁業の許可と同様に規制対象外のため削除しております。

3ページの許可調書、承認証の様式につきましても、推進機関の種類及び馬力数の項目について削除しております。

4ページの手換交付申請書と再交付申請書につきましても、押印の廃止、字句の修正をしております。

5 ページの採捕報告書も同様に押印の廃止、字句の修正をしております。

続きまして、資料 1 - 2 の「承認事務取扱要領」の本文をごらん願います。委員会指示第 6 の承認数の最高限度は、取扱要領の第 5 で定めておりまして、承認数は、昨年度と同じ 111 件となっております。なお、昨年度の承認実績は 98 件となっております。また、委員会指示の第 8 の採捕頭数につきましては、取扱要領第 6 に、北海道から要請のあったとおり、591 頭としております。

最後に、資料 1 - 2 の取扱要領 3 ページ以降に申請書等の様式を添付しておりますが、先ほど対照表で説明したとおり修正をしておりますので、後ほどごらん願いたいと思います。

以上で、トドの採捕にかかる委員会指示（案）の説明を終わります。

工藤会長

はい。一通りの説明が終わりましたので、これより、委員の皆様から、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局がマイクをお渡ししますので、それから発言をしていただくようお願い申し上げます。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご意見等はないようなので、原案のとおり委員会指示を発動することで決定して、よろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

ウェブで出席の委員の皆さんもよろしいですか。

委 員

(ウェブ出席の全委員○の札を表示)

はい、ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。続きまして、協議事項に移ります。始めに「北海道資源管理指針の変更について」を上程いたします。内容の説明について、水産林務部よりお願いいたします。

新山主査

はい。それでは資料3-1に基づきまして説明させていただきます。北海道資源管理指針の変更についてということでございまして、まず北海道資源管理指針というのはどういったものかと言いますと、本道におけます水産資源の管理方針や、漁協、魚種、漁業種類毎の具体的な管理方針を示して、水産資源を管理するというものでございまして、これに基づきまして道内の各漁協においては、資源管理計画をそれぞれ策定し、各、国の事業等に活動をいただいているような状況となっております。今般は、水産庁が定めます要領に基づきまして、本委員会に改正の付議をさせていただくということになってございます。資料中段の方に、今回の改正理由が記載しております。今回は2点でございまして、1点目は渡島総合振興局管内の長万部漁協に所属する潜水器、こちらを漁業につきまして、資源管理を目的とした自主的資源管理措置を実施することを記載するという点、もう1点はですね指針の改正がしばらくなかったものですから、漁獲データ、資源状況などの更新、あるいはそういう伴う本文記載の整理を行ったものでございます。資料をめくっていただきまして、新旧対照表の方を付けてございます。さらにもう1枚めくっていただきまして、裏面でございますが、ここにですね、今回、主な変更点の(12)番、潜水漁業(長万部漁協)を追加させていただいております。それ以降はですね、基本的には地区あるいはデータ更新に伴う修正をしているところでございます。今回の長万部漁協の改善について25ページをごらんください。こちらの方とですね、24ページの一番最後を書いてあるんですが、潜水器漁業を追加してございまして、漁獲状況こちらについて、グラフとともに記載しているというところと資源管理措置について、ここでは休漁ということで記載しているということになってございます。説明につきましては以上となります。

工藤会長

はい、説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問などはございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、ご発言等はないようですので、本件について、決定してよろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

ウェブで出席の委員の皆さんもよろしいですか。

委 員

(ウェブ出席の全委員〇の札を表示)

工藤会長

はい。ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

次に、「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」説明させていただきます。資料は4-1、4-2及び4-3となります。

この要望につきましては、毎年、全国の各海区委員会が要望提案を行い、所属するブロック会議で協議し、各ブロックごとに要望事項を取りまとめ、全漁調連に提案し、その後、全漁調連の理事会などに諮られ、総会の議決を経て最終決定されております。

その後、全漁調連の役員により、関係省庁などへ要請を行っておりますが、今年についても新型コロナウイルスの影響によりまして、総会については書面開催、関係省庁への要請については7月22日に正副会長のみで実施されたところであります。

また、北海道は東日本ブロックに所属しておりますが、今年の東日本ブロック会議は、事務局の神奈川海区が開催に向けた調整を現在行っているところであります。

それでは、要望事項の案につきまして説明させていただきます。

資料４－１は東日本ブロック会議の事務局指定の様式となっており、要望に至った経緯と要望内容を記載しておりますが、この場での説明につきましては、資料４－２の参考資料を見ながら、説明させていただきます。

資料４－２をごらん頂きたいと思います。左が、今年、中央要請した要望項目となり、下線部分が、当委員会の要望が反映されたカ所となっております。資料の４－３が当委員会の要望に対する関係省庁からの回答結果となっておりますので、後ほどお目通し願います。

資料４－２に戻っていただきまして、右の欄は、今回、提案する要望の案となっておりますのでごらん願います。

まず、一つ目は、クロマグロ資源の適正利用についてであります。今年については、マグロの資源管理を協議するWCPFCの北小委員会が今のところ開催されておられません。今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠された場合の国内配分については、沿岸漁業に配慮した枠配分とするよう要望するものであります。また、提案の後段部分は、昨年につき、継続要望となりますが、資源管理の取組に対応した直接補填などの支援制度の拡充を要望するものであります。

二つ目は、公海におけるサンマ等の資源管理措置についてであります。こちらは、低迷が続いている我が国周辺海域のサンマ資源に影響を及ぼしていると考えられる公海における外国船のサンマの漁獲について、資源評価に見合う漁獲規制を、要望するものであります。

昨年の国際会合で、各国の国別漁獲枠の設定については合意にいたっておりませんが、今後、早急に実効性のある資源管理措置が行われるよう、我が国の強い指導力を引き続き発揮するよう要請するものであります。

三つ目は、沿岸資源の適正な利用についてであります。国は改正漁業法に基づきまして、TAC管理を基本としたところでありますが、個別魚種のTAC設定には高い精度の資源評価が必要なほか、沿岸漁業は多種多様な漁法で漁獲しており、数量管理には馴染まないことなど、本道漁業者等の理解が得られていない状況にあります。

このことから、新たな資源管理の取り組みについては、研究機関等の指導のもと関係漁業者が連携して実施している、自主的な資源管理の取組や意向を尊重し、本道漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう要望するものであります。また、スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど、改善と充実を図り、精度を高めるよう要望するものであります。

さらに、新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことを求めるとともに、TAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方向的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の経営が成立するための、産業としての持続性を考慮・反映したものとするよう要望するものであります。

次に四つ目となりますが、例年行われております、地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を要望するものであります。

最後に五つ目は新規要望項目になりますが、遊漁と漁業の調整についてであります。漁業者と遊漁者が同一の水産資源を利用していることから、遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設するよう要望するものであります。また、ミニボート、ゴムボートなどについては、定期的な安全講習の義務化や安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板などの設置を義務化するなど実効性のある対策を実施するよう要望するものであります。

要望事項については以上であります。この要望につきましては、各海区からの要望を踏まえ、当連合海区で取りまとめたものであります。

説明については、以上であります。

工藤会長

はい。説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

はい、ご質問等が無いようですので、本件については、当委員会から全漁調連の要望事項として、東日本ブロック会議で提案することよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

ウェブで出席の委員の皆さんもよろしいですか。

委 員

(ウェブ出席の全委員〇の札を表示)

工藤会長

はい。ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます

なお、要望事項については、今後、東日本ブロック会議や全漁調連の理事会等において審議されることとなりますが、要望事項としての採択の可否や文言修正が出てくることが考えられますので、その場合の対応については、私に一任頂くことでよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

はい。ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。「漁業権切替方針について」水産林務部より説明をお願いいたします。

石川課長補佐

漁業管理課石川でございます。着座にて失礼いたします。漁業権切替方針につきましてご報告いたします。第8次及び第15次の漁業権切替方針につきましては、前回の6月27日の連合海区漁業調整委員会において、素案を委員の皆様にお示したところでございます。その後、全道単海区におきまして現地説明会を開催し、その素案に対する現地のご意見を伺ったところであります。この間、現地説明会の開催、並びにご意見の集約等にあたりまして、各委員の皆様には、ご協力賜りましたことに対しまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、この素案に対する主な意見につきましては、資料5の2に添付しています。区画漁業権につきましては、特にございませんでしたが、全体に共通事項としまして、漁

業権の切替にあたっては、沿岸漁業者が漁業を生業としていることについて重視して頂きたいとのご意見、共同漁業権につきましては行使実績のない漁業の取り扱いや、海洋環境の変化等への柔軟な対応を求めるご意見、定置漁業権につきましては格差是正や操業期間の取り扱いに関するご意見などがありました。いずれも基本的な考え方を修正するご意見ではありませんでしたので、これからご説明させていただき内容をもちまして決定させていただきたいと思っておりますので、ご報告させていただきます。それでは内容について担当からご説明させていただきます。

佐々木漁業調整係長

漁業管理課漁業調整係の佐々木です。よろしくお願いたします。漁業権切替方針について、説明させていただきます。

それでは、資料5の1をごらんください。こちらの資料の1ページから3ページ目で、漁業権切替方針の概要を説明させていただきます。

1の基本的な考え方につきましては、漁業法の趣旨であります、水産資源の適切な管理と、水産業の成長産業化の両立を目指し、水産業漁村振興条例の基本理念である、資源の適切な管理と秩序ある利用、栽培漁業の推進など観点により、漁業権の見直しを行う旨を、記載しております。

次の表に、令和4年3月末現在における、海面関係の漁業権の、設定状況を取りまとめしております。

次に、2の海面における漁業権の切替につきまして、(1)の共通事項の考え方としましては、水産資源の適切な管理や増養殖漁業の推進などによる資源の持続的な利用に努め、海面の総合的な利用による漁業生産力の発展を図るとし、主な内容の1つ目としまして、現に適切かつ有効に活用されている漁業権については、おおむね等しいと認められる漁業権を、海区漁場計画に設定すること。2つ目は、北海道資源管理方針などとの整合に留意しながら、海面を最大限活用していくこと。3つ目は、海区漁業調整委員会との意見交換など、緊密な連絡を保ち、海区漁場計画を策定していくこととしております。

2ページをお願いいたします。

(2)の海面共同漁業につきましては、今後10年間を見通した資源管理や資源利用を明らかにした「漁業権行使計画」などを、関係漁業協同組合に作成いただき、漁協が主体となった操業体制の維持や資源管理を図って行くこととしております。

主な内容の1つ目としまして、漁場の区域は、関係漁業協同組合による資源の維持管理が、現実的に可能な限度にとどめ、現行の区域を基本とすること。

2つ目としまして、TAC魚種として新たに設定された魚種、又は、既に指定されている魚種について、相当量漁獲する漁業権漁業では、知事許可漁業への移行について検討を行うこと。

3つ目としまして、資源管理の徹底や、適切な資源利用のため必要と認められる魚種は、混獲を禁止すること。

4つ目としまして、現行の行使規則において制限している、特定水産動植物の採捕禁止期間については、引き続き同様に規定していくこと。

5つ目としまして、資源の再生産を促すため、網目規制や産卵親魚の保護対策、増殖事業など、自主的な資源管理の強化を図ることなどがございます。

続きまして、(3)の定置漁業につきまして、サケマス係から説明いたします。

小野寺サケマス係長

漁業管理課サケマス係の小野寺です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

定置漁業関係分につきましては、一部、文言の整理をさせていただいておりますが、内容に変更はございません。

2ページごらんください。(3)の定置漁業の切替の考え方についてですが、本道の定置漁業の主体となる秋サケの来遊資源は、近年の海洋環境等の変化により低迷しており、漁業経営が厳しい状況にある地域が出てきております。このため、再生産用親魚の十分な確保による民間増殖事業の継続により、地場資源の回復・安定を図るため、適切な漁場区域の設定に努め、秋サケ資源の回復・安定に努めるとともに、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合等を進め、資源量に見合った生産体制の確立を図って行くこととしています。

主な内容の1つ目としまして、親魚の十分な確保を図るため、河川遡上に必要な河口付近等の指定区域の設定や、漁場の再配置、垣網の短縮などについて検討すること。

2つ目としまして、操業期間の設定に当たっては、地場資源を利用する考えから、現行どおり、陸網と沖網の操業期間の分離を基本とすること。

3つ目としまして、漁場の設定にあたっては、隣接する海区委員会と協議を行うとともに、単海区の漁獲圧力が現状より高くないよう配慮するものとし、統廃合を理由とした沖出しや区域の拡大等を行わないことを基本とすること。

4つ目としまして、秋サケの来遊資源の減少により漁業経営が悪化している地区においては、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合を検討すること。

5つ目としまして、サケ・マス放流河川の河口付近等においては、長期的に親魚が十分に確保できる場合に限り、地場に回帰する秋サケ資源の有効利用も考慮すること。

6つ目としまして、漁期の延長については、再生産用親魚確保の数量が目標に達する見通しにあり、操業期間外に相当量の地場資源が見込まれる場合は、漁業時期の範囲内で操業期間を変更することを考慮すること、などがございます。

佐々木漁業調整係長

それでは、3ページ目をごらん願います。

(4)の海面区画漁業の切替の考え方としましては、栽培漁業基本計画などによる養殖業への取り組みや、地域の取り組みを活かし、新たな漁場の設定を検討し、養殖業の拡大を推進することとしています。また、ホタテガイ養殖業については、漁場等の環境保全などから、漁場区域や施設規模を設定することとしています。

主な内容の1つ目としまして、区画漁業権にあっては、漁場の管理や、共同漁業などの調整の観点から、免許の対象は漁業協同組合、漁業権の種類は、団体漁業権を基本とすること。

2つ目としまして、事業化の見込みがあるものについては、積極的に漁場計画に設定していくこと。

3つ目としまして、噴火湾及びサロマ湖のホタテガイ養殖業については、養殖施設台数を制限し、生産体制の安定を図ること。

4つ目としまして、魚病の持ち込みを防止するため、漁業権行使規則において外部種苗の持ち込みを制限すること。

5つ目として、長期にわたり利用度の低い漁場については、漁場の利用方法について見直し等を行うこと。

6つ目として、漁場の区域は、他種漁業との調整を十分に考慮し、必要最小限の範囲で設定することとしています。

3の今後のスケジュールにつきましては、切替方針の現地説明を、令和4年9月から行いまして、海面共同、海面区画につきましては、令和4年10月から、漁業種類や漁場の位置など、海区漁場計画の具体的な検討に入って参ります。その後、令和5年5月30日までに海区漁場計画を公示しまして、同年9月1日に免許を予定しています。

表の右側ですが、定置漁業権につきましては、10月に、操業期間の考え方の説明を行いまして、令和4年12月から、漁場の位置など、海区漁場計画の具体的な検討に入って参ります。その後、令和5年9月30日までに海区漁場計画の公示を行いまして、令和6年1月1日に免許を予定しています。

なお、資料の5ページ6ページ目に、素案からの変更箇所を、7ページ目以降に、切替方針及び運用の本文を添付しておりますので、後ほど、お目通しのほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

工藤会長

はい。説明が終わりましたので委員の皆様からご質問等はございませんか。

濱野副会長

ただいまの説明の中でですね、前々からお願いしていたんですけども、まだ正式にはたぶんなっていないと思いますけれども、春稚魚放流、この時期にですね、コウナゴ漁が開始するというようなことから、5年前からですね、浜の漁師さん方の協力を得ながら、操業始期の後倒しというようなかたち、25日までの後ろ倒しをしていただき、27日から操業というような形でここ5年間、後志総合振興局長と日本海サケマス資源対策協議会の会長という名前のもとにですね要請をして参りました。

幸いにして現在のところですね、際立ったトラブルも無く、なんとか順調に推移しているわけですが、浜からですね、やはりちょうどサケの放流時期と、それと、コウナゴの春一番の漁と合致する時期、ちょうど4月の後半、これが当たると、なんとかしてこれを制度化してはどうかと、幸いにして来年はこのコウナゴの切り替えの時期に当たるものですから、この辺もですね、せめて今協定を結んでいる範囲のですね、浜の皆さんが、要望されている4月の25日以降というような形で一つ取り進めていただければありがたいなど。これは石狩後志ばかりじゃなくして、檜山さんからも非常にそういう要望がございます。ましてや檜山さんはコウナゴには一切依存しないで、サケ稚魚の放流に没頭しているというような状況下でございますので、その辺を考えると、そうすべきが本当じゃないのかなと。なんせ今、3月からの操業の許可証があるものから、たまたま今年ちょっと、ある船のもめ事がありまして、もめ事の言ってみれば資料が、録音した資料が私のところにありました。その中ではかなり強硬な意見も出てきています。3月なんだから、3月1日からやらせろと、なんで4月25日なんだと、それは定置漁業者のエゴだというようなことも言ってますけれども、それはごく一部の人の

であって、大半は4月25日これ以降に操業させるのは最大限許せる範囲なのではないかというような声も聞いております。

その辺一つ、前向きな形で火光を利用する漁業と稚魚の放流時期とこの辺を勘案した中ですね、よく考えた中で一つその方向性でもっていってもらえればなという風をお願いします。以上です。

石川課長補佐

コウナゴ漁でサケの稚魚が混獲されるというお話は以前からも聞いてはありました。おっしゃられるように、制度化しなければ3月1日から許可なんだという人達がいるという状況だということもお聞きしましたので、その辺はちょっとですね我々の方もどういった形で、検討していくのかということは考えながら、あくまで許可漁業としての扱いなので、今回漁業権の切替とは直接結びつかないと思うんですけども、整理していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

濱野副会長

いずれにしてもですね、現実と合わない、操業始期なものですから、その辺も十分考慮しながら、どの辺が一番の設定時期なのか、これを浜ともよく協議しながらですね、進めていただきたいなというふうにお願いします。以上です。

工藤会長

はい。それでは、その他、ご意見、ご質問等はございませんか。

岩田委員

格差是正の網上げの事。魚の来ないときに時に網を上げてても何の意味もない。網上げというのは、戻り地帯のことを考えてくれ。この2点です。前々から言ってんですけども。魚の来ないときに、網入れ、沖網は何日遅れ、陸網は何日遅れって、こんな話にはなんないと思う。これから、やっぱり自分たちの魚を捕るんであれば分かるんだけど、戻り地帯の魚も混じってれば、魚の来たときに、きちっとした形で、網上げなり何なりしてもらわなければ、来た物みんな採るという考えはやめてもらいたい。これ、是非とも直してもらいたい。

松村サケマス・内水面担当課長

ありがとうございます。格差是正の問題については、今回の切替方針（案）の時にもですね意見として出ておりますし、これから操業期間を含めてですね、配慮し、皆さんの意見を聞きながらですね、調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

工藤会長

岩田委員よろしいでしょうか。その他何かご発言等ありませんか。

濱野副会長

格差是正の件なんですけれども、この中のですね。近隣の海区というふうにはうたってますけれども、近隣の海区ばかりでなく、少なくとも川下の海区、どこまでがいいか別問題として、少なくともそこまでを協議の対象に入れるべきと私は思ひますので、その辺も検討願ひたいなと思ひます。

松村サケマス・内水面担当課長

今ご意見いただいたことも含めてですね、操業期間の検討、これから進めるという中で、十分検討していきたいと思ひます。

工藤会長

濱野委員よろしいでしょうか。

その他、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

ご質問等が無いようであれば、これで本日の議案については、全て終了いたしました。が、委員の皆様からこの機会に何か、ご発言等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議を頂き、ありがとうございました。

また、水産研究・教育機構 水産資源研究所及び、水産林務部関係課の皆様にも、公務ご多忙の中、ご臨席賜り、ご説明やご指導を頂き、厚くお礼を申し上げます。

北海道でも、まだ残暑の厳しい日々が続きますが、新型コロナウイルス感染症対策など、委員の皆様には、体調管理には、十分にご留意願いたいと思います。

また、浜ではこれから、秋サケ定置など、秋の盛漁期を迎えます。海難事故には、十分注意するよう、浜へのご指導をお願い申し上げます。

最後に、委員各位のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。本日は、ありがとうございました。

(15時03分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年8月31日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長

議事録署名委員

議事録署名委員